

## 第3部 保健師活動の現状と現任教育の課題

### 1. 保健師活動の変遷

#### (1) 保健所法～地域保健法制定（～平成8年）

千葉県は、昭和12年に施行された「保健所法」に基づき、昭和13年度に君津（旧木更津）、14年度松戸、16年度に長生（旧茂原）、18年度に夷隅（旧勝浦）、19年度に市川、山武（旧東金）、香取（旧佐原）、海匝（旧銚子）、市原（旧五井）、安房（旧館山）、印旛（旧佐倉）、昭和20年度に野田、43年度に習志野保健所が整備された。なお、中央保健所は平成4年度に千葉市保健所へ移管された。

保健所保健師は、平成8年度までは保健師職の課長と婦長が在籍する保健指導課に配属され、業務の実施に当たっては地区分担制をとり、主な地域保健活動として未熟児や3歳児健診などの母子保健対策、結核対策、難病対策のほか、一般健康診断や小規模事業所の集団健診など、家庭訪問、集団健診、健康相談や健康教育等を通して個人（家族を含む）や集団を対象とした対人保健サービスの提供を行っていた。

また、本庁での保健師の配置は、衛生部の医療整備課、保健予防課に配属され、保健予防課では成人保健・母子保健（社会部児童家庭課所管以外の養育・育成医療、市町村母子保健事業など）・特定疾患を担当していた。

#### (2) 地域保健法施行後（平成9年～）

保健所は、平成6年に制定された「地域保健法」で、従来の保健所の役割に加え、「地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点」、「保健所の新たな役割推進のため企画調整部門の強化」を踏まえ、本県においては平成9年の法施行時に機構改革が行われ15保健所1支所3地域保健センターに再編され、企画調整班が創設された。母子・老人保健業務を主とした地域指導班、結核・感染症、小児慢性特定疾患や難病対策等業務を疾病対策班、精神保健福祉業務は疾病対策班（～15年度）と精神保健福祉班（7センター）が担当し、保健師は各班に分散して配置されるようになった。

このことを契機に、翌平成10年4月、千葉県職員として働く保健師の情報交換や意見の取りまとめ、学習や親睦の場として「千葉県職員保健師会」が設立された。

その後、平成16年度に支庁社会福祉課業務の移管による保健部門と福祉部門の統合があり、名称が「保健所」から「健康福祉センター（保健所）」となり14センター1支所2地域保健センターとなった。保健師は、地域保健福祉課（平成15年度～小児慢性特定疾患業務・平成16年度～精神保健福祉業務が疾病対策課より移管、平成25年度には5センターが地域保健課・地域福祉課に分かれる）、健康生活支援課（平成25年度には5センターは疾病対策課・生活衛生課に分かれる）や総務企画課・精神保健福祉課（平成17年度～地域保健福祉課へ統合）への分散配置が続いており、地域保健活動の取組みは、業務分担制と地区分担制を併用、あるいは業務分担制により健康福祉センター毎の体制で取り組んでいる。なお、船橋保健所は平成15年度に船橋市保健所へ、柏保健所は平成20年度に柏市保健所へ移管された。

本庁においては、平成9年度新たに介護保険法制定に向け社会部高齢化施策推進課に保健師が配置された。また、平成12年度に衛生部と社会部が統合され健康福祉部となり、機構改革により医療整備課・健康増進課（課名変更）・児童家庭課（保

健予防課母子保健業務の移管)・保険指導課(高齢化施策推進課介護保険業務の移管)に伴い、4課に配置された。

その後は、総合企画部戦略プロジェクト推進室(16~17年度)、県立医療大学設立準備室(17~20年度)、高齢者福祉課(17~18年度)、健康福祉指導課(20~22年度)と新たな施策立上げ等で配置や厚生労働省への研修生派遣(平成13、15年度)が行われてきた。

平成18年度の機構改革で、健康増進課が健康づくり支援課と疾病対策課に分かれ、その後新たに障害福祉課(平成20年度~現在)、高齢者福祉課(平成17・18年度、平成22年度~現在、27年度保険指導課介護保険業務が移管)、健康福祉政策課(平成25年度~現在)に保健師が配置されており、平成27年度現在では、保健師は7課(総務ワークステーション除く)に23名が配置され、各分野の施策の推進にあたっている。

### (3) 保健所以外の出先機関・職域保健分野

健康福祉部では、精神保健福祉センター(昭和45年度~現在)、精神科医療センター(昭和60~平成26年度/平成16年度病院局設置移行)、衛生研究所(平成17年度~現在)に配置されている他、政令指定都市(千葉市昭和63~平成4年度)・中核市(船橋市平成15~18年度、柏市20~24年度)の移行時に市へ派遣されている。

保健師等養成部門においても、医療技術大学校(昭和15~18年度県社会事業協会委託により行われた千葉県社会保健婦養成が昭和19年県に移管され千葉県立保健師養成所開設1回生のみ養成、昭和23~25年度千葉県立保健技術者養成所、昭和36~45年度千葉県保健婦専門学院、昭和46~61年度千葉県保健婦助産婦専門学院、昭和62~平成元年度千葉県看護大学校、平成2年度医療技術大学校~22年度閉校)に副校長や教員として、野田看護専門学校(平成8年度開校~23年度)、鶴舞看護専門学校(平成21~24年度、平成27年度)へ教授・副校長として配置されている。

また、健康福祉部以外では、総合企画部女性サポートセンター(平成14年~現在)、商工労働部ちばキャリアアップセンター(元千葉高等技術専門校。平成9年~20年度廃止)、障害者高等技術専門校(平成21年度)へ配置された。

なお、職域保健分野である職員の健康管理部門として総務部総務ワークステーション(平成15年~現在)、警察本部警務部厚生課(平成20年度~現在)、教育委員会企画管理部福利課(平成21年度~現在)へ配置されている。

## 2. 保健師の配置状況

### (1) 職場配置の状況

新任保健師の平成18年度から平成27年度までの配置先の状況をみると、表18のとおりである。

対人保健サービスを主とした地域保健活動を行う保健師は、職場において日常の職務を通じた実践的な現任教育が重要であり、新任保健師の配置状況を見ると、全ての健康福祉センターにおいてその体制が必要である。

平成27年度は保健師185名(再任用2名含む)、男性9名4.9%、女性176名95.1%であり、配置は表19のとおり、健康福祉センター(保健所)に147名(再任用2

名含む)であり、内訳は、副センター長 8 名、総務企画課 4 名、地域保健課・地域保健福祉課 51 名、地域福祉課 1 名、健康生活支援課・疾病対策課 64 名、支所・地域保健センターに 10 名である。

また、県庁や他部局の出先機関など 14 か所に、県庁 23 名、その他の出先機関・健康管理部門 14 名が配置され、1 人配置の部署が 4 か所ある。

このような職場配置の状況をみると、保健師は地域だけでなく、保健・医療・福祉等の幅広い分野から保健師の専門性に期待がされており、その配置先に応じたより専門性の高い現任教育や少数配置の職場における現任教育のあり方などの検討が必要である。

## (2) 保健師の職位

平成 27 年度保健師の職位は表 20 のとおり、課長級 1 名 0.5%、課長補佐級 17 名 9.3%、係長級 47 名 25.8%、係員 117 名 64.3%である。

年齢構成は図 3 のとおり 20 代 30 名 16%、30 代 71 名 39%、40 代 32 名 17%、50 代 49 名 27%、60 代 2 名 1%で、20~30 代が 55%を占め、5 年前(平成 23 年度)より 12%増加した。

今後、経験の豊富な保健師が毎年 5 名以上定年退職を迎えることから、先輩保健師が培ってきた実践的能力を、どのように次のリーダーや新任保健師に継承していく体制を確立し推進していくことが必要である。

表 18 新任保健師の配置状況

(単位：人)

	習志野	市川	松戸	野田	印旛	香取	海匝	山武	長生	夷隅	安房	君津	市原	*その他	計	退職者数
18 年度		1		1			1				1		1		6	7
19 年度	1		1	1	1	1	1				2	2	1	1	12	10
20 年度	1	1	2	1		1	1	1	1		1	1			11	8
21 年度				1			1					1		1	4	9
22 年度							1			1		1			3	8
23 年度	3	1	1	2	1		1	1							10	14
24 年度			1		1	1	1			1	3	2	1		11	15
25 年度	1	1	1	1	2	1	3	1	1		1	2			15	6
26 年度	2	3	2	1	2		1			1	2		1		15	4
27 年度			1		1		1								3	—
計	8	7	9	8	9	4	12	3	2	3	10	9	4	2	90	

(注) \*その他：平成 19 年度「柏」、21 年度「精神科医療センター」に配置

表 19 保健師の配置状況（185名） 平成 27 年 5 月現在（\*再任用含む）

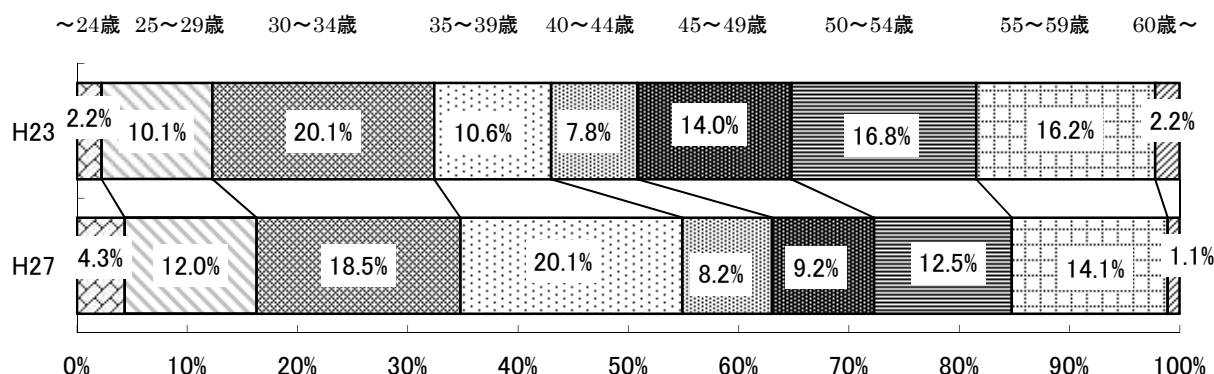
所 属		人数	所 属		人数
健康福祉センター	副センター長（次長）	8	本庁	健康福祉政策課	1
	総務企画課*	4		健康づくり支援課	9
	地域保健課・地域保健福祉課	60		疾病対策課	4
	地域福祉課*	1		児童家庭課	3
	健康生活支援課・疾病対策課	64		高齢者福祉課	3
	支所・地域保健センター	10		障害福祉課	1
	小 計	147		医療整備課	2
その他の出先機関	衛生研究所	3	健康管理部門	小 計	23
	精神保健福祉センター	3		総務部総務ワークステーション	2
	鶴舞看護専門学校	1		千葉県警察本部	2
	総合企画部女性サポートセンター	2		教育庁企画管理部福利課	1
	小 計	9		小 計	5

表 20 保健師の職位（185名）

平成 27 年度保健師活動領域調査（5 月 1 日現在）に再任用追加

保健師活動領域	本庁		保健所		総務 WS 他の出先機関		
調査分類	人	職位	23 人	職位	147 人	14 人	
部局長級	—						
次長級	—						
課長級	1	副技監	1				
課長補佐級	17	主幹	1	副センター長	8	衛生研究所室長	2
				地域保健課長	4	看護専門学校副校長	1
				健康生活支援課長	1		
係長級	47	班長	3	地域保健福祉課長	6		
				疾病対策課長	5		
		副主幹 主査	3 3	副主幹 主査	11 14	副主幹・県警課長補佐	3
						主査	1
係員	117	副主査 技師	10 2	主任保健師	34	研究員	1
				技師	64	主任保健師・副主査 技師・保健師	3 3

図3 年齢5歳階級別の構成割合 (平成23年度と27年度の比較)



### 3. 現任教育の取組と課題

#### (1) 初版「千葉県保健師現任教育マニュアル」策定の経緯

平成19年度、千葉県職員保健師会（以下「保健師会」という。）において現任教育を考える会（自主勉強会）を立ち上げ、新任期（1～3年目）の保健師にアンケート調査を実施したところ、悩みや不安を抱えながらも誰に相談をしたら良いかわからないまま業務を実施している現状がわかった。

背景には、保健師教育の大学化が進み4年間の統合カリキュラムとなり、臨地実習（保健所実習）等公衆衛生看護学に関する教育が少なくなっており、地域保健活動に必要な専門的能力は、卒後の実践活動を通して習得していくことが必要となっていたが、当時は現任教育体制がなく対応できていなかったことにある。

平成20年度、保健師会が「現任教育あり方委員会」を設置し、保健師のキャリアに応じた組織・体系的な現任教育体制と、県に所属する保健師の新任期における現任教育のプログラムの進め方を中心とした、「千葉県職員保健師現任教育マニュアル」を平成21年1月作成した。併せて、千葉県職員保健師会長の依頼を受け、県は各健康福祉センター長宛てに「千葉県保健師の現任教育の実施について」（平成21年3月24日付け健支第1433号 健康づくり支援課長通知）により周知を図り、平成21年度から各健康福祉センターで現任教育の体制づくりが開始された。

また、平成21年度「保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の推進に関する法律」の一部改正があり「新人看護職員研修が努力義務化」されたことを踏まえ、平成22年4月「千葉県保健師現任教育マニュアル」（千葉県健康福祉部健康づくり支援課）として千葉県職員保健師会が印刷し全保健師に配布するとともに、健康づくり支援課が県内外の関係機関へ配布した。

さらに、マニュアルには、現任教育の推進体制として現任教育評価検討会を設置し、年1回プログラムの評価等を行い必要時に修正し活用していくことが位置付けられたことから、県は平成22年度「千葉県現任教育評価検討会」、平成23年度からは「千葉県現任教育推進会議」を設置し、プログラムや市町村の現任教育についても検討してきた。

## (2) 現任教育の課題

平成 21 年度から「千葉県現任教育マニュアル」を基に各健康福祉センターで現任教育を実施しており、新任期保健師（平成 26 年度 41 名、平成 27 年度 33 名）全てにプリセプターが配置されているが、プリセプターの実数は 34 名、29 名となっている。現状では、一人で複数の新任者のプリセプターとなっていたり、課長職や他課保健師が担っていたり、本来目的とする「良き相談相手となれるようコミュニケーションが比較的とりやすい身近な者」を選任することが課題となっている。

現任教育体制は、管理者、現任教育統括者、管理指導者が選任され、所内課長会や所内保健師研究会等での合意形成し、所として取り組む体制ができています。

実施に当たっては、各センターで工夫しているが、中間評価等未実施や参考資料のチェックシートを使用しているなど、その取組に差があることが分かった。

表 21 平成 26 年度現任教育の取組状況（実施内容・工夫点実施上の課題等）

実施内容	取組状況	課題
準備期 所内での 合意形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会議等により検討・共有</li> <li>・現任教育連絡会議（管理者所長含む）で所内共有</li> <li>・現任教育関係者会議（現任教育統括者・管理指導者・プリセプター・新任期保健師で共有）</li> <li>・所内保健師研究会で課を超えて共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プリセプターが複数の新任者を担当したり、課長が担ったり、課内で配置できない状況である</li> </ul>
計画立案 OJT 計画の 共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所内課長会議で報告（現任教育体制説明、所内体制の確保、プリセプター研修の受講承認）</li> <li>○所内決裁で合意と共有</li> <li>・OJT 計画の合意</li> <li>・事務分掌にプリセプター業務を記載</li> <li>○業務経験リスト（独自）に作成</li> </ul>	
中間評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○面接による中間評価</li> <li>・新任期保健師とプリセプターで面接し現任教育統括者に報告</li> <li>・合同面接（新任期保健師・プリセプター・管理指導者・現任教育統括者）</li> <li>○会議による中間評価</li> <li>・所内現任教育連絡会、所内保健師研究会</li> <li>・市町新任期保健師と合同で開催</li> <li>○業務経験リスト（独自）の進捗状況確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間評価未実施</li> <li>・他課保健師がプリセプターの場合、業務に関しての具体的助言・指導ができない。</li> <li>・所属以外の課や師の事業への参加が困難</li> </ul>
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○面接により最終評価</li> <li>・新任期保健師とプリセプターで面接し現任教育統括者に報告</li> <li>・合同面接（新任期保健師・プリセプター・管理指導者・現任教育統括者）し管理者へ報告</li> <li>○会議による最終評価</li> <li>・所内保健師研究会・管理者等含む務連絡会で達成状況報告と課題の共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任期保健師とプリセプターの面接未実施</li> </ul>
現任教育 全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現任教育統括者が主導しマニュアルに沿って実施</li> <li>○所内の合意形成が重要</li> <li>○評価の面接時間が確保できるよう業務調整した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職歴や経験の有無等により一律のプログラムは難しい</li> </ul>

## 4. 保健師の現任教育の必要性

### (1) 保健衛生の動向

初版の「千葉県保健師現任教育マニュアル」作成後、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部改正について」(平成 24 年 7 月 31 日付け健発第 0731 第 8 号厚生労働省健康局長通知)で地域保健の方向性が見直され、「地域における保健師の保健活動について」(平成 25 年 4 月 19 日付け健発 0419 第 1 号厚生労働省健康局長通知)では「地域における保健師の保健活動指針」が示された。

保健所が担ってきた保健事業においても、平成 25 年 4 月より母子保健事業の低体重児の届出・未熟児の訪問指導・養育医療の給付や育成医療は市町村へ権限移譲され、平成 27 年 1 月「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)の施行など、大きな変革があった。

本庁や健康福祉センター以外の出先機関への配置をみると、地域保健活動の担い手である保健師の活動の場は、保健・医療・福祉等の幅広い分野に拡大し、健康福祉センター以外にも様々な職場に配置され、どの分野に配置されても、社会情勢の変化や住民のニーズを的確にとらえ、新しい発想で地域特性を活かした施策を展開していく能力と、新たな課題に積極的に挑戦する意欲や実行力、柔軟な発想や高い専門性が求められている。

### (2) 活動指針の策定及び現任教育マニュアルの改訂に向けた検討

平成 26 年度「千葉県保健師現任教育マニュアル検討会」を設置し、千葉県保健師の目指す姿と保健活動を改めて検討し、現行の「千葉県保健師現任教育マニュアル」の改訂を行うため、マニュアルの構成等、その作成方法について検討した。

第 1 部を保健師活動指針、第 2 部を現任教育マニュアルとすることを決定し、策定に当たっては、保健師全員に策定に関するアンケートを実施し、ワーキンググループを立ち上げ、所内保健師研究会と県内ブロック研修会でも検討し、保健師一人ひとりが自分たちのテーマとして検討経過を大事にして取り組むこととした。

アンケートでは、「地域における保健師の保健活動に関する指針」で示された保健師の保健活動の基本的な方向性 10 項目について「大事にしていること」「困難と感じていること」の整理と、現任教育マニュアルの活用状況について調査し、新任期の目標設定評価育成には活用されているが、中堅期、管理期ではあまり活用されていないこと、目標シート等の様式も活用しにくいと回答があり、大きく見直すこととなった。

平成 27 年度は、各健康福祉センターから代表者を選任し、代表者の中からワーキングリーダー(表 23)を決定し、ワーキングリーダーと有識者による「千葉県保健師活動指針の策定及び千葉県保健師現任教育マニュアルの改訂のための検討会」を設置し検討した。

また、作成に当たっては、アンケート調査結果を基に、所内保健師研究会、県内ブロック研修会やワーキンググループにおいて、今後の活動で何を大切にしていくなか保健師一人ひとりが自分たちの課題として検討する機会を設け、全保健師が取組むという経過を大事にし、作成した。

表 22 活動指針の策定及び現任教育マニュアルの改訂に向けた取組み経過

時期	内 容
平成 26 年度	
9 月 9 日	第 1 回千葉県保健師現任教育マニュアル検討会
9 月	千葉県保健師現任教育マニュアル検討に対する意見照会
10 月 17 日	第 2 回千葉県保健師現任教育マニュアル検討会
12 月 22 日	第 3 回千葉県保健師現任教育マニュアル検討会
平成 27 年 1 月	千葉県保健師活動指針策定及び千葉県保健師現任教育マニュアル改訂に関するアンケート調査実施
平成 27 年度	
6 月 2 日	千葉県保健師活動指針策定及び千葉県保健師現任教育マニュアル改訂説明会（アンケート結果説明・素案提示）
6 月	素案に対する意見集約（所内保健師研究会、保健所以外の出先保健師）
7 月 30 日	第 1 回千葉県保健師活動指針策定及び千葉県保健師現任教育マニュアル改訂のための検討会
9 月	検討会（案）に対する意見集約（ブロック研修、WG、保健所以外の出先保健師）
11 月 2 日	第 2 回千葉県保健師活動指針策定及び千葉県保健師現任教育マニュアル改訂のための検討会
11 月	検討会（案）に対する意見集約（関係課・部署保健師）
12 月 16 日	第 3 回千葉県保健師活動指針策定及び千葉県保健師現任教育マニュアル改訂のための検討会
平成 28 年 2 月	千葉県保健師活動指針及び千葉県保健師現任教育マニュアル（案）に対する意見集約（関係課長、出先機関長）



# 参 考

## 平成26年度 千葉県保健師現任教育マニュアル検討会運営要領

### 1 目的

当県職員の保健師現任教育については、平成22年4月に策定した「千葉県保健師現任教育マニュアル」により実施しているところである。

近年では、災害時保健活動や各専門領域における高度な技術、市町村への積極的な支援が求められるなど、県の保健師活動を取り巻く状況が変化してきている。一方、母子保健対策の市町村への業務移管や、多分野において保健師の配置が求められる中、現任教育体制の見直しが必要となっている。

そこで、高度化、多様化する県民のニーズに対応し、広域的、専門的な保健活動を展開する各期における保健師の資質向上を図るため、千葉県保健師現任教育マニュアルの改訂について検討する。

### 2 実施内容

- (1) 千葉県職員保健師の目指す姿と保健活動について
- (2) 「千葉県保健師現任教育マニュアル」の活用状況について
- (3) 「千葉県保健師現任教育マニュアル」の改訂について

### 3 検討会の構成員

- (1) 構成員は別表に掲げる者をもって構成する。
- (2) 必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (3) 必要に応じてワーキンググループを設置する。

### 4 運営

- (1) 検討会に委員長1名、副委員長1名を置く。
- (2) 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- (3) 事務局を千葉県健康福祉部健康づくり支援課内に置く。
- (4) 検討会は必要に応じて、事務局が招集する。

### 5 その他

本会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定による法律又は条例により設置された附属機関の性質を有しない。

### 附 則

この要綱は、平成26年7月25日から施行する。

### 別表

#### 平成26年度 千葉県保健師現任教育マニュアル検討会構成員

氏 名	所属名・組織名・職名等
古川 恭子	健康福祉センター地域保健担当課長会代表 (長生健康福祉センター 地域保健福祉課長)
山田 邦子	健康福祉センター現任教育統括者代表 (市川健康福祉センター 副センター長)
加藤岡 知子	千葉県職員保健師会代表 (市原健康福祉センター 副センター長)
金子 恵子	全国保健師長会千葉県支部代表 (印旛健康福祉センター 副センター長)
塚田 真澄	千葉県看護協会保健師職能委員会代表 (君津健康福祉センター 副主幹)
小林 八重子	衛生研究所 感染症学研究室長
久保木 知子	健康福祉部健康福祉政策課 政策室 副主幹

千葉県保健師活動指針策定及び  
千葉県保健師現任教育マニュアル改訂のための検討会運営要領

1 目的

地域保健を取り巻く状況の変化や多様化するニーズに対応した地域保健活動を展開するため、保健師の専門性の強化が求められている。

そのため、平成22年4月に策定した「千葉県保健師現任教育マニュアル」の実践状況进行评估するとともに、平成25年4月に国から示された「地域における保健師の保健活動に関する指針」(以下「保健師活動指針」という。)を踏まえ、県保健師の保健活動及び人材育成の在り方について検討を行い、現任教育体制を充実する。

2 実施内容

- (1) 保健師活動指針に基づき、県保健師の保健活動の在り方を検討し(仮称)「千葉県保健師活動指針」を作成する。
- (2) 「千葉県保健師現任教育マニュアル」の実施体制やプログラムの評価を行い、改訂する。
- (3) その他、現任教育の充実強化に必要な事項を検討する。

3 検討会の構成員

- (4) 構成員は別表に掲げる者をもって構成する。
- (5) 必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

4 運営

- (5) 検討会に委員長1名、副委員長1名を置く。
- (6) 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- (7) 事務局を千葉県健康福祉部健康づくり支援課内に置く。
- (8) 検討会は必要に応じて、事務局が招集する。

5 その他

本会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定による法律又は条例により設置された附属機関の性質を有しない。

附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

別表

千葉県保健師活動指針策定及び  
千葉県保健師現任教育マニュアル改訂のための検討会構成員

氏名	所属名・組織名・職名等
山田 邦子	活動指針ワーキングリーダー (市川健康福祉センター 副センター長)
内本 美鈴	現任教育マニュアルワーキングリーダー (習志野健康福祉センター 副センター長)
舘野 理恵	結核・感染症・難病ワーキングリーダー (印旛健康福祉センター 疾病対策課 主査)
椎田 好恵	母子・精神・災害・市町村支援ワーキングリーダー (長生健康福祉センター 地域保健福祉課 主査)
細谷 紀子	有識者 (千葉県立保健医療大学 健康科学部看護学科 准教授)

表 23 健康福祉センター代表者・ワーキングリーダー (WG:ワーキンググループ)

WG	健康福祉センター	健康福祉センター代表者	ワーキングリーダー
	□はブロック研修担当	職・氏名	職・氏名
1	市川 (現任教育統括者)	副センター長 山田邦子	「指針」 市川健康福祉センター 副センター長 山田邦子
	山武 (現任教育統括者)	地域保健福祉課長 松本澄枝	
	夷隅 (現任教育統括者)	地域保健福祉課長 池田典子	
	市原 (現任教育統括者)	地域保健福祉課長 鈴木麗子	
1	習志野 (現任教育統括者)	副センター長 内本美鈴	「現任教育マニュアル」 習志野健康福祉センター 副センター長 内本美鈴
	香取 (現任教育統括者)	地域保健福祉課長 岩井美春	
	安房 (現任教育統括者)	地域保健福祉課副主幹 児玉一世	
2	野田 (スタッフレベル)	地域保健福祉課副主幹 道本孝子	「結核・感染症・難病」 印旛健康福祉センター 疾病対策課 主査 館野理恵
	印旛 (スタッフレベル)	疾病対策課主査 館野理恵	
	君津 (スタッフレベル)	疾病対策課技師 西原有里子	
3	松戸 (スタッフレベル)	地域保健課主任保健師 岸恵美子	「長期療養児・精神保健・災害時保健活動・市町村支援」 長生健康福祉センター 地域保健福祉課 主査 椎田好恵
	海匝 (スタッフレベル)	八日市場地域保健センター 技師 山本優子	
	長生 (スタッフレベル)	地域保健福祉課主査 椎田好恵	
			有識者 県立保健医療大学 准教授 細谷紀子
			事務局 健康づくり支援課



千葉県保健師活動指針策定及び千葉県保健師現任教育マニュアル改訂のための検討会

<引用・参考文献>

- 1 地域における保健師の保健活動に関する指針  
平成25年4月19日付け健発0419第1号厚生労働省通知
- 2 地域における保健師の保健活動に関する検討会報告書（平成24年度地域保健総合推進事業）  
平成25年3月 地域における保健師の保健活動に関する検討会
- 3 新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～ 平成23年2月 厚生労働省
- 4 指導者育成プログラムの指導者育成に関する検討会報告書  
（平成18年度地域保健総合推進事業）  
平成19年3月 指導者育成プログラムの作成に関する検討会
- 5 千葉県保健師現任教育推進会議まとめ  
平成25年3月 千葉県健康福祉部健康づくり支援課
- 6 島根県保健師人材育成ガイドライン 平成26年6月 島根県健康福祉部
- 7 山梨県保健師活動指針 平成18年7月 平成26年3月改正 山梨県
- 8 栃木県保健師現任教育指針 平成26年3月 栃木県健康福祉部
- 9 熊本県保健師人材育成指針 平成24年3月 熊本県健康福祉部健康局
- 10 倉敷市保健師人材育成ガイドライン 平成23年3月 倉敷市
- 11 埼玉県保健所における保健師の保健活動指針について 平成26年3月 埼玉県
- 12 千葉県職員能力開発計画 平成20年4月 千葉県
- 13 平成25年度利根ブロック研修「ヘルスプロモーションの視点で保健師活動指針を読み解く」  
ヘルスプロモーション研究センター 岩室紳也 資料
- 14 平野美千代・佐伯和子：10年目の保健所保健師に求められる実践能力レベル  
—保健師と事務系職員による所属別回答比較—  
日本地域看護学会誌 Vol.11,No.2,pp.59-67,2009
- 15 塩見美抄 牛尾裕子：兵庫県における保健師の臨床研修に必要な内容と体系  
—新任期・中堅期保健師のニーズをもとに—  
UH CNAS, RINCPC Bulletin Vol.19,pp.55-67,2012
- 16 各健康福祉センター事業年報
- 17 千葉県保健師現任教育マニュアル 平成22年4月 千葉県健康福祉部健康づくり支援課

千葉県保健師活動指針  
千葉県保健師現任教育マニュアル

---

平成 28 年 3 月発行

作成 千葉県健康福祉部健康づくり支援課  
地域健康づくり班

〒260-8667  
千葉市中央区市場町 1 - 1  
TEL 043-223-2403

---